

## 静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業実施要項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済的に困窮する学生を支援するために必要な資金の一時貸付を行う事業を以下のとおり実施する。

### 第1 対象者

対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 静岡大学(以下「本学」という。)に在籍する学部学生及び大学院生(外国人留学生を除く。)
- (2) 経済的に困窮する者(本学での学生生活を送る上で当座の資金を必要とする者)

### 第2 貸付金額及び利子

#### (1) 貸付金額

10万円とする。 (※支援対象人数: 100名を予定)

#### (2) 利子

無利子とする。

### 第3 申請

貸付金の貸付を希望する学生は、第5の提出書類を作成の上、学生生活課又は浜松学生支援課を経て、学長に申請するものとする。

### 第4 連帯保証人

連帯保証人を立てていることを申請の要件とする。

### 第5 提出書類

- (1) 静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業申請書・誓約書(別紙様式1)
- (2) 銀行振込依頼書

### 第6 貸付の可否の決定

貸付金の貸付の可否は、第5の提出書類に基づき、学長が決定する。

### 第7 貸付の可否の決定通知及び貸付金の支出

学長は、学生生活課又は浜松学生支援課を通じて、貸付を希望する旨申請した学生に、貸付の可否を通知するとともに、貸付を決定した者に対し、貸付金を支出する。

### 第8 返済期間及び返済方法

貸付金の貸付を受けた学生は、貸付日の翌日から起算して6か月以内(ただし、返済期限は貸付日の属する年度の末日までを最長とする。)に、貸付金を大学が指定する方法により一括返済するものとする。

ただし、当初の返済期限までに返済が困難となり、貸付金の貸付を受けた学生から当該返済期限までに返済猶予申請書(別紙様式2)の提出があったときは、貸付日の属する年度の末日までに貸付金を一括返済すればよいものとする。